

安全保障理事会決議 1870 (2009)

2009 年 4 月 30 日、安全保障理事会第 6116 回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンの情勢に関する全ての安保理決議および議長声明を想起し、

従前の、武力紛争下の文民の保護、特に、国際連合世界サミット成果文書の関連条項を再確認する決議 1674 (2006)、武力紛争下の子どもに関する決議 1612 (2005)、人道および国際連合の要員の保護に関する決議 1502 (2003)、女性、平和および安全に関する決議 1325 (2000) 並びに決議 1820 (2008) を再確認し、

2009 年 1 月 30 日付のスーダンに関する事務総長の報告書 (S/2009/61)、2009 年 2 月 10 日付の、彼の勧告を含む、スーダンにおける子どもと武力紛争に関する報告書 (S/2009/84) に留意し、また、2007 年 8 月 29 日付のスーダンにおける子どもと武力紛争に関する報告書 (S/2007/520) に留意し、さらに安全保障理事会作業部会により承認されたスーダンにおける子どもと武力紛争に関する結論 S/AC. 51/2008/7 を想起し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全並びに地域全体の平和の目的に対する公約を再確認し、

包括的和平協定 (CPA) の支援における国際連合スーダン・ミッション (UNMIS) の活動を賞賛し、また、部隊および警察の提供国のこのミッションへの支援における継続した取組を賞賛し、

スーダンおよび地域全域の平和と安定の目的に対する固い公約を強調し、2005 年 1 月 9 日の包括的和平協定の完全な履行の重要性に留意し、また、CPA が決定的な段階に到達していることを確認し、

全ての当事者に対し、2005 年以來の成果を定着させ、また、その上積みをするために積極的な行動を取り続けるように奨励し、また、これらの努力に対する UNMIS の非常に貴重な支援を再確認し、

スーダンおよび地域における平和と安全を妨害し、あるいは邪魔をする、あらゆる勢力によって行なわれる、あらゆる暴力の行為と形態を非難し、また、とりわけ女性と子ども

に対する影響を憂慮し、

スーダン全域、とりわけ 2009 年 3 月 4 日および 5 日の出来事以降の当該三地域における一般市民に対する、また、CPA の履行のための人道支援の提供の重要性を強調し、また、当該三地域において実施された合同評価およびスーダン政府、国際連合並びに人道援助諸機関の間の継続した協力の必要性に留意し

査定評価委員会(AEC)の継続した活動を賞賛し、

開発援助を通してを含め、国際社会の CPA プロセスへの支援の公約を想起し、援助提供団体に対し、CPA の実施を支援し、また、財政的および物的な支援に関する全ての誓約を尊重するよう促し、

国民的和解、民主主義の定着および平和と安定の回復のために、計画されている国政選挙を含め、自由で公正な選挙の重要性を想起し、

アブユエイ暫定統治の資金について合意に達することができず、その結果アブユエイ地区における政治的な不安定と不確定を軽減することが妨害されていることに深い懸念を表明し、

UNMIS、国連コンゴ民主共和国ミッション(MONUC)、国連ダルフルールミッション(UNAMID)および国連中央アフリカ共和国チャドミッション(MINURCAT)の間の増大した協力を歓迎し、また、LRA のような地域的な脅威に対抗することを助けるために相互に情報を共有することを期待し、

スーダンにおける事態が国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

1. 必要とされた場合においては、さらに一定期間更新する意図を持ちながら、UNMIS の職務権限を 2010 年 4 月 30 日まで延長することを決定する。
2. 3 か月ごとに、安保理に、UNMIS の職務権限の実施、CPA の実施の進展、および休戦の尊重に関して報告し、また、UNMIS がさらに選挙を支援し、和平プロセスを進めるために取りうる措置に関する評価と勧告を提供するよう事務総長に対し要請する。
3. UNMIS の展開に関する軍事的な能力の再検討を歓迎し、最も紛争が発生しやすい点、

とりわけ市民が暴力の脅威にさらされている地域、に対処するための、UNMIS の適切かつ柔軟な展開の重要性を強調し、また、兵力が CPA の実施を支援するために、最良に配置されることを確保するための展開と勧告の実施の定期的な再検討を要請する。

4. CPA の全ての項目の完全かつ速やかな実施、アブユエイ行程表、ダルフルに関する協定および 2006 年 10 月の東部スーダン和平協定の実施の重要性を強調し、また、全ての当事者に対し、これらの協定に対する公約を遅滞なく尊重し、遵守するよう求める。
5. 国民統一政府（GNU）において共同で活動している当事者の継続した取組を歓迎し、また、さらに CPA を実施するために、国民議会党（NCP）およびスーダン人民解放運動（SPLM）がその責任を果たすうえでの継続的協力を促す。
6. CPA の実施を監督し、報告するうえでの AEC の決定的な重要性を強調し、また、全ての当事者に対し、AEC と十分に協力し、またその勧告を実施するよう促す。
7. アブユエイの境界についての最終的な合意を害することなく、アブユエイ地区の監視と検証において、UNMIS に完全かつ制限のないアクセスを与えて協力することを全ての当事者に対して求め、また、UNMIS に対し、現行の職務権限と両立し、保有する手段と能力の範囲内において、当事者と協議し、また、適切な場合には、アブユエイ地区に紛争予防活動と一般市民の安全を改善するために十分な人員を配置するよう促す。
8. アブユエイの境界紛争を、常設仲裁裁判所のアブユエイ仲裁法廷に解決のために付託する当事者の合意を歓迎し、アブユエイ境界紛争の最終的な解決についての法廷の判決を遵守し、履行するよう当事者に求め、CPA にもとづいて、暫定統治の資金の提供に関して合意するよう当事者に促し、また、全ての当事者に対し、対立する 1956 年 1 月 1 日の境界線から離れて兵力を再配置するよう促す。
9. 国勢調査の登録段階および技術的分析の完了を歓迎し、結果の公表の遅れに関して懸念を表明し、また、全ての当事者に対し、緊張を増加させないような方法により、2008 年の国勢調査の結果について速やかに合意に達するよう促す。
10. 全てのスーダンの政党に対し、NEC が勧告したように、2010 年 2 月の平和で、透明で、且つ信頼できる選挙の実施へ向けて速やかに準備することにより、その民主的なプロセスに対する十分な公約を表明し続けるよう促す。
11. UNMIS に対し、その職務権限と両立し、現行の能力の範囲内において、必要に応じ

での治安対策と UNDP との緊密な協力を通しての国連の選挙支援活動の調整を伴う、援助と助言の提供を通してのものを含め、また UNMIS の活動は、国際社会および CPA の当事者によるもの補完するものであることを確保しながら、信頼できる国政選挙の準備において NEC を支援するよう要請し、また、国際社会に対し、GNU によって要請されているように、選挙監視能力を含め、信頼できる選挙を支援するために技術的および物的な援助を提供するよう促す。

12. 統一を魅力的にするための努力を続ける政党の責任と、そのような努力に対する UNMIS の支援の再確認を含めた CPA の国民投票に関する規定を想起し、もし要請された場合、2011 年の国民投票へ向けての準備を支援するために、UNMIS に対し、政党に対する援助の準備を整えて置くように要請する。
13. スーダンにおける一般市民の健康と福祉に懸念を表明し、CPA および 2007 年 3 月 28 日にハルトゥームで国際連合と GNU との間で調印されたコミュニケの当事者に対し、スーダンにおける全ての人道援助活動および要員を支援し、保護し、また促進するよう求め、またスーダン政府に対し、人道援助の継続を確保するために事務総長によって描写された 3 トラックアプローチを支えるために、国際連合と共に活動を続けるよう促す。
14. UNMIS に対し、決議 1590 (2005) に述べられているように、切迫した暴力の脅威にさらされている一般市民、人道および開発援助従事者ならびに国連要員に安全を提供するために、現行の職務権限と能力を最大限利用するよう要請し、この職務権限は、難民、国内避難民および帰還者の保護を含むことを強調し、また、決議 1663 (2006) に述べられているように、スーダンにおける「神の抵抗軍」のような民兵および武装集団の活動に関して、UNMIS がその現行の職務権限と能力を最大限利用することがとりわけ必要であることを強調する。
15. 特にスーダン南部における持続した地域的な紛争と暴力および市民に対するその影響、並びに継続した暴力の潜在的な可能性を憂慮し、UNMIS に対し、市民の保護を最大化するために、可及的かつ速やかに地域的な紛争解決メカニズムを支援するための統合された戦略を完成させることにより、その紛争管理能力を強化するように求め、市民の保護のための包括的な戦略に開発を歓迎し、また、UNMIS に対し、戦略に関するその作業を、時宜を得たやり方で、継続し且つ完了するよう奨励し、さらに UNMIS に対し、現行の職務権限と能力と両立させながら、地域紛争の危険性が高い地域を先見性を持ってパトロールするよう再度求める。
16. スーダンの一地区における紛争は、スーダンの他の地区および地域の紛争にも影響を

与えることに留意し、また従って UNMIS に対し、現行の職務権限と両立させながら、これらの諸機関の任務の達成が、スーダンおよび地域の平和という全体的な目的を支えるように、AU-国連合同仲介支援チームおよび他の利害関係者を含む、この地域で活動しているすべての国連組織と緊密に協力するよう促す。

17. UNMIS に対し、現行の職務権限および現行の手段と能力の範囲内において活動しながら、要請に応じて、CPA に従って、1956 年の南北境界の境界画定プロセスを至急完了するために当事者を支援するために、アドホック境界技術委員会に技術的および後方支援を提供するよう要請する。

18. CPA の完全な実施における JIU s の重要な役割を強調し、合同防衛理事会に対し、JIU s の指揮、命令および管理権を行使するよう求め、UNMIS に対し、JIU 能力を構築するスーダン国民の努力を支援する方法を模索することを要請し、また、援助提供者に対し、合同防衛理事会との協議を通して、UNMIS による調整のうえ、可及的かつ速やかに JIU s と JIPU s が完全に設置され、効果的に活動できるようにするために、物資および訓練の援助の提供を促す。

19. UNMIS に対し、その職務権限と両立し、許可された文民警察のレベルの枠内で、スーダン全土において、法の支配の促進、警察および更生行政の再編、文民警察官および刑務官の訓練の支援のために CPA の当事者に対する援助活動を継続するよう奨励する。

20. 全ての当事者に対し、全ての州において優先される武装解除、動員解除および再統合 (DDR) の開始を奨励し、また、UNMIS に対し、CPA の下での DDR の実施における自発的な武装解除および武器の回収と廃棄活動を支援するために、スーダン国軍 (SAF) およびスーダン人民解放軍 (SPLA) と緊密に活動するよう要請する。

21. さらに援助提供者に対し、DDR プロセス、とりわけ再統合段階における支援の要請に応えるように促し、また、2005 年および 2008 年のオスロ支援者会議における義務と誓約を守るように援助提供者に求める。

22. UNMIS に対し、その職務権限と両立し、また関連する当事者との調整のうえで、並びに軍隊および武装集団に勧誘され、参加した子どもたちの保護、解放および再統合に特段の注意を払う必要性を考慮して、特にこれらの子どもたちがその家族と再統合されることおよび再統合過程を監視することを特に強調しながら、国家 DDR 調整審議会および北部ならびに南部 DDR 委員会への支援を拡大するよう要請する。

23. 国内避難民および難民の三地域並びに南部スーダンへの継続した組織的な帰還を歓迎し、そのような帰還が自発的かつ持続的であることを確保するために、国際連合難民高等弁務官事務所および実施団体への必要な資源の提供を含め、取組を促進することを奨励し、また、必要な治安状況の確立と維持への支援を含め、現行の職務権限、その能力と展開範囲内において、持続的な帰還を促進するために協力機関と調整を行なうよう UNMIS に対して要請する。
24. GNU に対し、全ての国際連合の活動について、その領域内で、その任務の履行に全面的に協力するよう要求する。
25. UNMIS の要員および物資に対して加えられている制約並びに全ての妨害、およびそれらの制約や妨害による UNMIS が効果的に任務を遂行する能力や影響を受けている人々に到達する人道援助コミュニティの能力に対しての悪影響に関する懸念をくり返し表明し、この点に関し、UNMIS に対して全面的に協力し、また、その職務の遂行を促進し、さらに国際人道法のもとでの義務を遵守するよう全ての当事者に要求する。
26. 国連平和維持活動の進展を測定できる、達成可能で現実的な目標の重要性を強調し、この観点から、事務総長に対し、UNMIS の任務の実施の進展を測定し、たどるための達成条件を開発するよう要請し、さらに事務総長に対し、次の四半期報告書にそれらの達成条件に対する進展の評価と共に UNMIS の展開部に関する結果として生じる勧告を含めるよう要請する。
27. 活動の軍事的な概念と交戦規則が定期的に更新され、また、関連する安全保障理事会の決議の下での UNMIS の職務権限の規定と完全に一致することの重要性を強調し、事務総長に対し、安全保障理事会および兵力提供諸国に対しそれらについて報告し、また、第 2 項に言及されているのと同様に定期的に、特に治安情勢に関する明確な最新情報を安全保障理事会に提供するよう要請する。
28. 事務総長に対し、UNMIS が国際連合の性的搾取および虐待に関するゼロ・トレランス政策の完全な順守を確保するための必要な措置の遂行、および安保理への完全な情報提供を継続するよう要請し、また、兵力提供諸国に対して、展開前の啓発教育の実施を含む適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関係した場合には、全面的なアカウンタビリティを確保するため、他の処分をとることを促す。
29. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。